

## 板橋区公衆浴場いり湯だね事業補助金交付要綱

(令和元年6月4日区長決定)

(令和3年4月1日一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)の公衆浴場が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、個別入浴者に公衆浴場での入浴を促すとともに、公衆浴場利用者の増加を図り、利用客の健康づくり、区民の生活と憩いの場である公衆浴場の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「公衆浴場」とは、東京都板橋区公衆浴場法施行条例(平成24年板橋区条例第9号)第2条第1項に規定する普通公衆浴場をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、区内に設置されている公衆浴場の経営者又は設置者(以下「浴場経営者」という。)とする。ただし、当該浴場経営者が補助金の交付申請日現在において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件を満たしていない場合は、補助対象者としなない。

(1) 個人の場合 特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。

(2) 法人の場合 法人住民税を滞納していないこと。

### (対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、公衆浴場又は複数の公衆浴場が共同で行う事業のうち別表1で例示する事業及びこれと同趣旨の事業であって、第1条の目的を達成するために区長が必要と認めた事業とする。

2 補助対象経費は、前項の事業の実施に要する経費(事業の評価・検証に要する経費を含む。)のうち、別表2に掲げる経費とする。ただし、別表3に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

### (補助金の額)

第5条 区が交付する補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、補助対象経費の50%とし、20万円を限度額とする。

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) 法人の場合にあっては法人住民税の領収書の写し又は納税証明書(いずれも直近のもの)

(3) その他区長が必要と認める書類

2 申請者が個人の場合であって、かつ、次のいずれかに該当する場合は、補助金交付申請書に、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し又は納税証明書若しくは非

課税証明書(いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているものすべて)を添付するものとする。

- (1) 補助金交付申請書において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
- (2) 区外に居住している場合
- (3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(内容の変更等)

第8条 補助金交付決定を受けた者が、補助事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、変更(\*中止)承認申請書(第4号様式)により速やかに区長に申請するものとする。

(変更の承認)

第9条 区長は、前条の規定による変更等の申請があったときは、速やかに届出の内容を審査し、変更(\*中止)承認通知書(第5号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助金交付決定通知を受けた浴場経営者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 経費等の領収書等の写し
- (2) ポスター、チラシ等の印刷物(補助事業で使用した場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の補助金交付確定通知書を受けた浴場経営者は、請求書(第8号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 区長は、前条の請求書の提出があったときは、内容を確認した上、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消及び補助金の返還)

第14条 区長は、補助金交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返

還を命ずることができる。

- ( 1 ) 偽り又はその他不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- ( 2 ) 交付された補助金を他の用途に使用したとき。
- ( 3 ) 交付対象事業を実施しなかったとき。
- ( 4 ) その他補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係) 補助対象事業

宅配温泉、特別湯 銭湯ヨガ、フィットネス、美肌作りサロン 落語、寄席、コンサート スタンプラリー、体験型イベント 親子ふれあいイベント、浴育イベント
--

\* イベント事業は公衆浴場の提案により内容を定める事業であり、上記に掲げる事項は例示である。

\* イベント事業は収益性のないものとする(参加費無料、入浴料は除く)。

\* 補助金の申請は、原則1浴場あたり1年度に1回までとする。ただし複数の浴場による共催事業は、1回に限り当該回数に含まないものとする。なお、複数の浴場による共催事業に各浴場が参加し、補助金の申請ができる回数は原則1年度に1回までとする。

\* 共催事業を認める浴場数については、地域単位程度までの共催を限度とする。

別表2（第4条関係）

イベント事業の補助対象経費

区 分	摘 要
周知を図るために要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	ポスター、チラシ等の作成のみを行う事業は対象外
案内看板等の製作費	
事業の広告宣伝のための諸経費	
会場の設営、運営等に要する経費	
イベントの企画、運営の委託に要する経費	
付帯設備の経費	
景品・記念品の購入に要する経費	
クイズ大会等のゲーム景品	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
イベント参加者用記念品	
イベント来場者用無料配付品	
その他諸経費	
賠償責任保険料、傷害保険料等	準備及び撤去期間も含む  1時間当たり1000円（交通費込み）を限度額とする。
イベント出演者に対する出演料	
送料	
イベント事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	
事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人又は団体への謝礼	
事業実施に直接必要な印刷製本費	
事業実施に直接必要な文具・消耗品費	
事業実施に直接必要な委託料	
振込手数料	

別表3（第4条関係）

イベント事業の補助対象外とする経費

区 分	摘 要
役員や来賓者等の特定の者に係る経費	
飲食費 記念品に係る経費 案内状送付に係る経費 行政機関に対する謝礼 ボランティアに係る経費	
実施主体である浴場関係者及びその同居する親族（同一生計者を含む。）に対して支出する経費	
アルバイト賃金 謝礼 会議費・飲食費	
景品・記念品	
1万円を超える部分の景品購入費 総額で10万円を超える景品購入費 現金、宝くじ 配付されていない景品購入費 不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分の景品購入費	
イベント以外の浴場の事業に使用できるもの	
インターネットホームページの開設経費 パソコンの周辺機器等の購入費 文具・消耗品の購入費	
イベントに直接必要のない経費	
イベント期間外の賠償責任保険料、傷害保険料等 広告宣伝費以外に係るコピー代 使用実績のないもの	天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。

\* 各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

\* この一覧にないものは事前に協議する。

(宛先)  
板橋区長

公衆浴場  
所在地  
名称 \_\_\_\_\_

浴場経営者  
個人るとき  
住所  
氏名 \_\_\_\_\_  
法人るとき  
事務所所在地  
名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

### 年度板橋区公衆浴場いい湯だね事業補助金交付申請書

下記のとおり、この補助金を受けたく申請します。

#### 記

1 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書(いずれも直近のもの)【法人の場合】

3 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の  に  を記入してください。

同意しない  
区外に居住している  
転入前の自治体において  
課税されている

↓

追加添付書類...住民税(課税されている方は軽自動車税も)の領収書の写し又は

納税証明書。非課税の場合は、非課税証明書。

いずれも直近のもの(領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)

年 月 日

事業計画書

住 所  
公衆浴場名  
代表者名

「板橋区公衆浴場いい湯だね事業補助金交付要綱」に基づく事業を下記により実施します。

記

1 事業内容

2 予定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

内訳	予定経費	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

3 実施期間

4 実施浴場(複数浴場で実施する場合はすべて記入)

所在地  
公衆浴場名  
氏名又は名称

年度板橋区公衆浴場いい湯だね事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったこの補助金は、下記により交付する。

年 月 日

板 橋 区 長

記

1 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 条 件

- (1) 板橋区いい湯だね事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 次の各号の一に該当する場合は、この交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付決定の内容を変更し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。
  - ア 偽り又はその他不正手段により補助金の交付決定を受けているとき。
  - イ 交付された補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 上記(1)に違反したとき。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）  
板橋区 長

公衆浴場  
所在地  
名 称 \_\_\_\_\_

浴場経営者  
個人の時  
住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_

法人の時  
事務所所在地  
名 称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

年度板橋区公衆浴場いい湯だね事業補助金変更（\*中止）承認申請書

\_\_\_\_\_年 月 日付け（事案番号）をもって交付決定の通知のあった標記助成  
金事業の内容変更（\*中止）をしたいので、板橋区公衆浴場いい湯だね事業補助金交付  
要綱第8条の規定により届出します。

記

- 1 補助金交付決定額  
  
金 円
- 2 変更（\*中止）内容
- 3 変更（\*中止）理由

住 所  
公衆浴場名  
氏名又は名称

年度板橋区公衆浴場いい湯だね事業補助金変更（\*中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった標記助成金事業の変更（\*中止）について、板橋区公衆浴場いい湯だね事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認します。

年 月 日

板 橋 区 長

記

- 1 承認内容
- 2 変更（\*中止）後の交付決定額

金 円

(宛先)  
板橋区長

公衆浴場  
所在地  
名称 \_\_\_\_\_

浴場経営者  
個人るとき  
住所  
氏名 \_\_\_\_\_  
法人るとき  
事務所所在地  
名称  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

### 実績報告書

年度板橋区公衆浴場いい湯だね事業補助金の交付に係る事業が完了したので、下記のとおり報告します。

#### 記

1 実施事業にかかった経費 金 \_\_\_\_\_ 円

内訳	実施経費	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

2 添付書類

- (1) 経費等の領収書などの写し
- (2) 印刷物等の現物があれば、その写し

第7号様式(第11条関係)

(事案番号)

所在地  
公衆浴場名  
氏名又は名称

年度板橋区公衆浴場いい湯だね事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった補助事業に係る補助金を、下記のとおり  
確定する。

年 月 日

板 橋 区 長

記

1 交付確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付け(事案番号)で交付確定通知のあった \_\_\_\_\_年  
度板橋区公衆浴場いい湯だね事業補助金として上記の金額を請求します。

年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

住 所  
名 称  
代表者職氏名

(宛先)  
板 橋 区 長